

(凡例)

- 1 ×は、間違い。△は、必ずしも誤りではありませんが、内容によっては×の場合もあることを示します。
- 2 「法」は、社会福祉法。「規則」は、社会福祉法施行規則
- 3 「一般法」は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律をいいます。
- 4 「FAQ」は、平成 28 年 11 月 11 日付け国通知「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」のQ&Aをいいます。
- 5 「ガイドライン」は、社会福祉法人指導監査実施要綱として、国が示したもので、その構成については、最終ページに記載しております。

*文書指摘となる場合が多くありますので、十分注意してください。

*根拠法令がないものもありますが、根拠がないとはいえ、法人として、これで間違いがないということを客観的に説明できることが必要です。例として、議事録のつづり方や割印については、法的な規定はありません。しかし、規定がないから何でもいいわけではありません。議事録が一冊としてつづられておらず、バラバラである場合、加筆、削除されていない正真正銘の議事録であることを、説明できなければなりません。

なお、電子署名の場合は、規則第 2 条の 18 第 2 項第 3 号で「当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。」の規定があります。

【定款・規程】

	間 違 い 例	対 処 法	根拠法令
1	【業務執行理事】 × 業務執行理事を選任しているが、業務執行理事の職務権限等が分からない。	▶定款施行細則または事務決裁規程を策定し、その中で、業務執行理事の職務権限を規定してください。	法第 45 条の 16 第 2 項、定款例第 17 条第 2 項、ガイドライン I-6 (1) 3
2	【業務執行理事と従前の職務代理人】 × 法改正後も、業務執行理事をこれまでの職務代理人と同様と考えていた。	▶法改正により、理事長以外の理事に対する代表権の行使は認められていません。 ▶理事長が辞任した場合は、新たな理事長が選任されるまで、なお理事長としての権利義務を有します。	法第 45 条の 17 第 1 項、ガイドライン I-4 (4) 1

		▶事故等により理事長が欠けた場合は、理事会を開催して新たな理事長を選任しなければなりません。	
3	【理事長などへの委任事項】 × 理事長や業務執行理事、施設長等に何が委任されているのか分からない。	▶理事長や業務執行理事に何を委任するのか、その権限の内容を明確に規程などに定めてください(専決規程等)。	法第 45 条の 13 第 4 項、ガイドライン I-6 (1) 3
		▶規程等を設けない場合は、必要の都度、理事会で審議することになります。	
4	【定款の変更後の公表】 × 定款を変更し、市への認可申請(又は届出)を完了したが、ホームページ上は、そのままだった。	▶定款は、常に最新のものをホームページに掲載してください(報酬等規程も同様です)。	別途通知済み(法第 59 条の 2 第 1 号、規則第 10 条第 1 項等)
5	【報酬等規程変更の公表】 × 報酬等規程を変更し、評議員会で決議されたが、変更後の規程を公表していなかった。	▶役員等への報酬等支給基準(報酬等規程)に変更があった場合も上記同様に、遅滞なく公表してください。	法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号、ガイドライン III-4 (3)
		▶社会福祉充実計画の変更も同様で、常に最新のものを公表してください。	国通知
		▶役員等の名簿の公表は、毎会計年度終了後 3 月以内に市に届け出たものを公表しなければなりません。	法第 59 条および法第 59 条の 2 第 1 項第 3 号、規則第 10 条第 3 項第 2 号
6	【担保提供承認のタイミング】 × 金融機関に担保提供をした後に、市への承認申請をしていた。	▶理事会と評議員会から承認を得て、所轄庁の承認の後に、担保提供の手続きをとってください。	定款例第 29 条、ガイドライン III-2 (1)
		▶金融機関からの借入の事務手続は、事前に進めていても構いませんが、担保提供の登記は事前にはしてはいけません。	国の通知で、施設整備のための借入で、担保に提供する場合、市からの承認の有無

			については今後改正される予定です。8ページの注意書き参照
7	【定款変更のタイミング】 × 新規事業を定款変更認可前に開始した。	▶実例はありませんが、計画が固まった段階で、当室や施設所管課と事前協議をし、事業開始予定日から逆算し、評議員会で定款変更の議決を得て、当室に定款変更の認可申請をしてください。	国通知「社会福祉法人の認可について」第5(2)、ガイドラインⅡ-1

【評議員・理事・監事等の選任手続】

	間 違 い 例	対 処 法	根拠法令
1	【理事・監事の選任手続】 × 理事や監事を選任する評議員会で、全員をまとめて選任決議をしていた。	▶候補者一人ひとりが適任かどうか決めるものであり、まとめて決議する性格のものではありません。 ▶よって、理事や監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに決議をとってください。	定款例第13条第3項
2	【管理者の理事への選任】 × 施設を有する法人であるが、管理者が理事に選任されていない。	▶次の要件に該当する者が、各1名以上必要です。 (1) 社会福祉事業の経営に識見を有する者 (2) 当該法人が行う事業の区域における福祉の実情に通じている者 (3) <u>施設を設置している場合は、その管理者</u>	法第44条第4項、ガイドラインⅠ-4(3)2、厚労省QA(H28・11・11)
		*当初、国では「施設」の定義として第1種事業を行う施設としていましたが、第2種でも、保育所や就労支援事業所等が法人の中核事業の場合は「施設」に加えるとし、方向転換しています。	

3	<p>【監事の選任】 × <u>理事会が、監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際に、監事の過半数からの同意を得ていなかった。</u></p>	<p>▶監事の選任案件を評議員会に提出する際は、あらかじめ<u>在任の監事の過半数</u>から同意を得ていなければなりません（就任承諾書とは別個のものです）。</p> <p>*同意を得ていたことを証する書面は、<u>下記のうちから1つ</u> (1)監事ごとに作成した同意書 (2)監事の連名による同意書 (3)監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）</p>	<p>法第 43 条第 3 項、一般法第 72 条第 1 項</p> <p>ガイドライン I - 5 (2) 1</p>
4	<p>【監事の選任】 △ 監事 2 名とも履歴書から「社会福祉に識見を有する者」であった。</p>	<p>▶「社会福祉に識見を有する者」と「財務管理に識見を有する者」とが必要ですが、2名がそれぞれ、いずれかに該当するものとして、適正な手続で選任されている限り、制限を受けるものではありません。</p>	<p>法第 44 条第 5 項、ガイドライン I - 5 (2) 3</p>
5	<p>【就任承諾書】 × 就任承諾書に就任期間がなかった。</p>	<p>▶法人との委任関係を明確にする上で、期間の記載をお願いします。</p> <p>*なお、平成31年度は役員の改選となりますので、<u>改めて、就任承諾書をもらってください。</u></p>	<p>国の Q & A (H28. 12. 8) Q19 ほか</p>
		<p>▶就任の意思表示を確認するため、就任承諾書をもらってください。</p>	<p>ガイドライン I - 3 (1) 1 ほか</p>
6	<p>【業務執行理事の選任手続】 × 業務執行理事を置くとする法人で、その選任にあたり、理事長が指名していた。</p>	<p>▶業務執行理事の選任についても、理事長の選任同様、議案または議題として業務執行理事を選任してください。</p>	<p>法第 45 条の 16 第 2 項、定款例第 16 条第 2 項、ガイドライン I - 4 (4) 1</p>

【評議員会・理事会(共通)開催関係】

	間 違 い 例	対 処 法	根拠法令
1	<p>【欠席】 × 2回連続して評議員会又は理事会を欠席している。</p>	<p>▶欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる場合は、文書指摘になります。日程調整等に配慮願います。</p>	<p>ガイドライン I - 3 (1) 2ほか</p>

【評議員会の開催関係】

	間 違 い 例	対 処 法	根拠法令
1	<p>【評議員会を開催しなかった】 × 新年度開始までの期日が5日ほどしかなかったため、評議員会を開催しないで、<u>決議の省略</u>で、評議員から同意を得た。</p>	<p>▶「開催通知を開催日の7日前までに通知」することが頭にあったため、開催通知が間に合わないと考え、決議の省略をしています。</p>	<p>法第45条の9第2項および第10項、一般法第183条</p>
	<p>(決議の省略より、優先すべきものがあつた例)</p>	<p>▶この場合は、「<u>招集通知の省略</u>」をすることで、緊急で評議員会を開催します。</p>	<p>*定款で期間の短縮可能</p>
		<p>▶招集通知の省略は、評議員全員(欠席者も含む)からの同意(同意書)をもらい、議事録に記録し、保管します(ガイドラインでは全員からの同意書をもらうこととしています。)</p>	<p>ガイドライン I - 3(2)1</p>
2	<p>【定時評議員会の開催通知を開催日の2週間前までと考えていた。】 △ 他の評議員会とは違い、定時評議員会の開催通知は、理事会で評議員会の開催を決議し、開催日の2週間前までとしていた。</p>	<p>▶早く通知するのは構いません。考え方として、なぜ「2週間前」なのか。これは、決算関係書類を理事会承認後、定時評議員会開催の2週間前までに備え置く」ということと混同しているためです。</p>	<p>法第45条の32第2項、一般法第182条第1項</p>
		<p>▶定時評議員会であろうと、他の評議員会であろうと、<u>開催通知</u>は、開催日の7日前(中7日)までで構いません。</p>	<p>FAQ 問29-4</p>

【理事会の開催関係】

	間 違 い 例	対 処 法	根拠法令
1	<p>【理事・監事選任直後の理事会】</p> <p>× 平成29年度の定時評議員会で初めて法改正後の理事、監事が選任され、同日に理事会が開催されている。その開催通知が、決算等を承認した理事会で、理事、監事の選任原案を了承したことをもって、発送されている。</p>	<p>▶決算等を承認した理事会で、理事と監事の選任原案を決議しているとはいえ、あくまでも原案です。正式な決定は評議員会による選任です。このため、選任後の同日に理事長を選任する理事会を開催するため、「<u>招集の手続の省略</u>」をしてください。</p>	一般法第94条第2項、FAQ問44-2
		▶評議員会と違い、理事会開催の招集通知の省略は、理事、監事全員からの同意（口頭可）があれば、即、開催できます。	
		▶ただし、議事録にその旨を記載してください。	
		*理事会の開催関係の手続については、評議員会に比べ、緩めです。裏返すと、評議員会の開催手続等は厳密に運用すること、評議員会を重視することと、解釈されます。	

【評議員会・理事会（共通）の議事進行、議事録関係】

	間 違 い 例	対 処 法	根拠法令
1	<p>【利害関係者の確認】</p> <p>× 議案に対して、利害関係者等の有無の確認を行っていない。</p>	▶基本的には、一つひとつの議案について、利害関係者がいないことを確認して議事録に記載してください。ただし、次のいずれかの場合は、その必要がありません。	法第45条の9第8項、法第45条の14第5項、ガイドラインI-3(2)2ほか

		(1) 招集通知に当該議案について、利害関係がある場合には法人に申し出ることを定めた通知を発している場合	
		(2) 法人の規程で、評議員又は理事が評議員会又は理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出ることを義務付けている場合	
2	<p>【監事監査報告のタイミング】</p> <p>× 決算承認における監事監査報告を、理事会と評議員会いずれにおいても、決算承認後、監事監査の報告をしていた。</p>	<p>▶進め方としては、事務局が決算の概要を説明し、その上で、先般に行った監事監査の結果を監事が報告します。この後、理事会なら理事が、評議員会なら評議員が決算を審査し、決議・承認をする流れになります。</p>	定款例第 32 条第 1 項、ガイドライン I-5 (3) 1
3	<p>【議事録の閲覧、謄写の注意】</p> <p>× 「議事録を見たい」という要望があれば、誰にでも見せられると思っていた。</p>	<p>▶<u>議事録は、事務所に備え置くもの</u>ですが、閲覧等を請求できる人は限られています。</p>	法第 45 条の 11 第 4 項、法第 45 条の 15 第 2 項、第 3 項
		(1) 評議員会議事録の閲覧や謄写等は、評議員と債権者が可能	
		(2) 理事会議事録の閲覧や謄写等は、 <u>評議員と裁判所からの許可を得た債権者</u> が可能です。	
4	<p>【議事録署名年月日】</p> <p>× 理事会と評議員会は、ともにそれぞれの議事録に署名をするが、署名日がそれぞれの会の開催年月日であった。</p>	<p>▶署名は、その議事録が正確なものであることを認証する行為です。議事録は、その場ですぐ完成することはまれで、後日に作成されます。それを署名人がそれぞれ確認し、署名するので、それぞれの署名年月日となります。</p>	指摘事項ではありませんが、署名の趣旨をご理解ください。

5	<p>【議事録の保存】 × 議事録が、1 ページごとバラバラで、袋とじになっていない。</p>	<p>▶書換えがない正真正銘の議事録であることが必要です。そのため、袋とじに表面、裏面にも署名人の押印をお願いします。</p> <p>▶議案書や資料等も一緒に綴ってください。</p>	<p>国でも同様の見解(H30年度東北ブロック会議)</p>
6	<p>【書面表決】 × 理事会(評議員会)の欠席者から、書面で同意書をもたらしていた。</p>	<p>▶法改正前は、可能でしたが、改正後は、欠席者した理事から書面により議決権の行使をしたこととされる場合は、文書指摘の対象となります。</p> <p>▶会を開催しないで、決議の省略をするなどでは、全員から同意書を得られますが、<u>会を開催していながら、欠席者から同意書を得ることは無効です。</u></p>	<p>法第45条の14第4項、ガイドラインI-6(1)2</p>
7	<p>【基本財産の担保提供】 × 基本財産を担保にする場合、理事会と評議員会で審議していなかった。</p> <p>(注)平成31年度から、法人が一般の金融機関から施設整備のため、借入れし、それを担保に供する場合は、市からの担保提供承認が不要となる見込みです。今後、国から改正後の定款例が示されると思われますが、各法人で、定款変更が必須かどうかは未定です。</p>	<p>▶福祉医療機構又は福祉医療機構との協調融資で、担保に入れる場合は、秋田市の承認は不要ですが、担保に供する借入先がどこかにかかわらず、担保にする場合は、理事会と評議員会での承認が必要です。</p> <p>▶担保に入れることを議案として提出してください。</p> <p>▶つまり、「担保に入れること」と「市からの承認の必要性の有無」とは別物です。</p> <p>(1) 福祉医療機構(協調融資含む)からの融資で担保に入れる場合は、担保に入れることの理事会、評議員会での決議が必要</p> <p>(2) それ以外からの融資で担保に入れる場合は、担保に入れることの理事会、評議員会での決議が必要。さらに市からの承認が必要</p>	<p>定款例第29条、ガイドラインIII-2(1)1</p>

【理事会の議事進行、議事録関係】

	間 違 い 例	対 処 法	根拠法令
1	<p>【理事長・業務執行理事の報告】 △ 業務執行理事から自己の職務の執行状況の報告が全くなかった。</p>	<p>▶法および定款例で、報告の義務が回数とともに規定されています。報告するものは、「<u>自己の職務の執行状況</u>」です。</p>	<p>法第 45 条の 16 第 3 項、定款例第 17 条第 3 項、ガイドライン I-6 (1) 4</p>
		<p>▶法人の業務を報告している例が多くみられますが、踏み込んで「<u>理事長なら理事長の</u>」、「<u>業務執行理事なら業務執行理事としての</u>」視点で何を行ったかが重要です。</p>	<p>報告の内容を示したガイドラインはありませんが、理想は左記のようなことです。</p>
		<p>* 1 回の理事会で、数多くの報告は必ずしも必要はありません。「1つ」でも構いません。</p>	
		<p>▶理事長や業務執行理事に与えられた専決した事項の報告も必要です。</p>	
		<p>▶市の指導監査の結果についても、指摘や助言の有無にかかわらず報告してください。</p>	
		<p>▶（東北ブロック会議での国の見解）報告の趣旨として、理事長等の職務の執行状況について、理事会が確認を行うという理事長への牽制機能であること。</p>	<p>国の見解</p>
		<p>▶その機能の中で、理事会が確認するために、業務執行状況を報告する。このため、要は、計画通りであれば、計画通り執行しているという報告でもよい。</p>	

	<p>(この「自己の職務の執行状況の報告」は、必ず、理事会を開催して行わなければなりません。)</p>	<p>▶理事会を開催しないで、理事や監事への通知だけで報告することはできません。報告するときは必ず理事会開催が必要です。</p>	<p>法第 45 条の 16 第 3 項、一般法第 98 条第 2 項、ガイドライン I-6 (1) 4</p>
		<p>(参考) 理事会を開催しないで、通知だけで報告したことになるものは、「競業又は利益相反取引をした理事の当該取引の報告」などの場合があります。</p>	<p>法第 45 条の 14 第 9 項、一般法第 98 条第 1 項、ガイドライン I-6 (1) 4</p>
<p>2</p>	<p>【決議の省略】 × 理事会を開催しないで、決議の省略をしたが、<u>理事と監事の全員からの同意</u>だけであった。 (決議を省略した場合でも、議事録は必要です。)</p>	<p>▶理事に対しては、開催されないことと提案されている議題についての同意ですが、<u>監事</u>に対しては、提案内容として、理事会が開催されずに決議の省略が行われることに、<u>「異議」がない</u>ことを確認する必要があります。</p>	<p>法第 45 条の 14 第 9 項、一般法第 96 条、定款例第 26 条第 2 項</p>
		<p>▶理事からは同意書、監事からは異議がないことの文書をお願いしてください。また、その旨を議事録に記載しておいてください。</p>	<p>平成 30 年度のガイドラインで新たに加わった。ガイドライン I-6 (1) 2</p>
		<p>▶決議の省略は、議論の余地がない場合などです。そうではない場合には、慎重な運用をお願いします。</p>	
		<p>▶なお、評議員会を開催する理事会の決議の省略は、できません。</p>	<p>ガイドライン I-3 (2) 1</p>

【評議員会の議事進行、議事録関係】

	間 違 い 例	対 処 法	根拠法令
1	<p>【議事録作成者】</p> <p>× 評議員会の議事録作成者氏名がなかった。</p>	<p>▶評議員会では議事録に作成者の記載が必要です。(必要としていない自治体もありますが、秋田市ではガイドラインに従い、必要としています。)</p>	<p>規則第2条の15第3項第7号、ガイドラインI-3(2)3</p>
2	<p>【評議員会の権限】</p> <p>△ 人事案件や入札関係を評議員会で議題としていた。</p>	<p>▶法が改正され、定款例で、評議員会の権限が規定されています。法人研修会でも「評議員会決議事項」としてお知らせしております。<u>定款にないことを評議員会で審議する必要はありません。</u>丁寧な運営は必要ですので、評議員会には「報告」でよいと思われまゝ。「議題」では、逆に、法人によっては、混乱を招きかねません。</p>	<p>定款例第10条</p>

【監事関係】

	間 違 い 例	対 処 法	根拠法令
1	<p>【監事の発言】</p> <p>△ 監事が理事会で理事と同等に自ら発言している。</p>	<p>▶監事は理事会に出席し、<u>必要があると認めるときは意見を述べなければなりません</u>が、理事とは役割が異なります。基本的に監事が発言できるのは、監事監査報告や、議長から発言を求められた場合のほか、次の場合が想定されます。</p>	<p>法第45条の18第3項、一般法第101条第1項</p>
		<p>▶理事が十分に機能していない場合など</p>	<p>各々の監事の役割が異なることからの想定です。</p>

		▶法的に規定されているものは、 (1) 監事の報酬等について、意見を述べる（評議員会）。	第 45 条の 18 第 3 項、一般法第 105 条第 3 項
		(2) 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について、意見を述べる（評議員会）。	第 43 条第 3 項、一般法第 74 条第 1 項
		(3) 理事が不正の行為をしたと認められるときの報告（理事会）等	第 45 条の 18 第 3 項、一般法第 100 条
		(注) <u>監事からの意見を制するものではありません。</u> 議長が評議員または理事に意見を求め、必要に応じて監事に意見を求める進行が無難と思われます。	
2	【監事監査報告書】 × 監事監査報告書の様式が旧様式のままであった。	▶法改正により、全面的に監査報告の内容が改正されています。必要事項を記載漏れがないようにしてください。	規則第 2 条の 27

【その他】

	間 違 い 例	対 処 法	根拠法令
1	【決算の意義・役目】 △ 決算の審議で、意見や質問など何もなかった。	▶決算は数字が合っていれば、それでいい、というものではありません。法人の将来を占う指標です。経営方針を練る上でも大切な数字が詰まっているはずです。	根拠法令はありませんが、ご検討ください。
		▶特に、評議員会は定時評議員会（民間での「決算総会」）として、決算は最大の審議事項ですので、活発な議論が望まれます。	

2	<p>【報酬関係】</p> <p>× 定款で、「理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内」と規定しているが、報酬等規程で、その総額が規定されていない。</p>	<p>▶報酬規程で、総額を規定するか、定款で報酬額を規定してください。</p>	<p>定款例第21条</p>
		<p>▶理事と監事に対する報酬を評議員会で定めていない場合は、定款に、評議員の報酬と同様に、総額の範囲を定めるのが適当です。</p>	<p>法第45条の16第4項、一般法第89条、ガイドラインI-8(1)2</p>
3	<p>× 定款で、評議員に対して年間総額〇〇万円以内の支給と規定しながら、支給総額が超えていた。</p>	<p>▶評議員への報酬支給総額が、規定の総額を超える場合、定款に違反するおそれがあることを説明するか、定款を変更します（評議員会の承認と、市からの定款変更の認可が必要となります。）。</p>	<p>法第45条の35第2項、定款例第8条、ガイドラインI-8(1)1</p>
4	<p>× 現況報告書で、理事への支給総額の金額の記入に理事を兼ねる職員給与分（2名以上）を含めずに報告した。</p>	<p>▶職員給与を受ける職員が1名の場合には、個人の職員給与が推計されるため、支給総額からその給与分を除いて計上しますが、それ以外の場合には、職員給与分も合算しなければなりません。</p>	<p>ガイドラインI-8(4)1</p>
		<p>▶報酬総額の公表の方法については、現況報告書（WAMネット）への届出でも公表とみなされています。</p>	<p>ガイドラインI-8(4)1</p>

(参考) 平成30年4月16日付け子発0416第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について(指導監査のガイドライン)から

ガイドラインの構成

- I 法人運営…
 - 1 定款
 - 2 内部管理体制
 - 3 評議員、評議員会…
 - (1) 評議員の選任
 - (2) 評議員会の招集・運営
 - 4 理事…
 - (1) 定数
 - (2) 選任及び解任
 - (3) 適格性
 - (4) 理事長
 - 5 監事…
 - (1) 定数
 - (2) 選任及び解任
 - (3) 職務・義務
 - 6 理事会…
 - (1) 審議状況
 - (2) 記録
 - (3) 債権債務の状況
 - 7 会計監査人
 - 8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬…
 - (1) 報酬
 - (2) 報酬等支給基準
 - (3) 報酬の支給
 - (4) 報酬等の総額の公表

- II 事業…
 - 1 事業一般
 - 2 社会福祉事業
 - 3 公益事業
 - 4 収益事業

- III 管理…
 - 1 人事管理
 - 2 資産管理…
 - (1) 基本財産
 - (2) 基本財産以外の財産
 - (3) 株式保有
 - (4) 不動産の借用
 - 3 会計管理…
 - (1) 会計の原則
 - (2) 規程・体制
 - (3) 会計処理
 - (4) 会計帳簿
 - (5) 附属明細書等
 - 4 その他…
 - (1) 特別の利益供与の禁止
 - (2) 社会福祉充実計画
 - (3) 情報の公表
 - (4) その他(第三者評価、苦情解決、登記、契約など)